

学術委員会運営規程

1997年5月30日理事会決定

1999年5月19日理事会改正

2009年5月22日理事会改正

第1章 学術委員会

(趣旨)

第1条 本規程は、日本環境管理学会会則第32条第1項により設置された学術委員会(以下、本委員会という)の運営、並びに同条第4項に定める調査研究活動を行う委員会(研究委員会等)の設置・運営について定めたものである。

(目的)

第2条 本委員会は、日本環境管理学会における学術活動の推進ならびに調整をはかり、もって環境管理に係る学術・技術に関わる調査・研究活動を効果的ならしめることを目的とする。

(学術委員)

第3条 会則第32条第3項により委嘱された委員を学術委員と呼ぶ。

2. 学術委員長は、学術委員の中から、会長が指名する。
3. 学術委員会には、必要あるときは、副委員長と幹事を置くことができる。
4. 前項の副委員長と幹事は、学術委員長が指名する。

(学術調整委員)

第3条の2 本委員会は、第2条の活動を推進するために、学術委員の中から、会則に定める下記の学術領域を主として担当する委員(学術調整委員と呼ぶ)を選任する。

- (1) 都市環境管理
- (2) 建築環境管理
- (3) ビルディング・メンテナンス
- (4) プロパティ・マネジメント
- (5) ビルディング・マネジメント
- (6) 環境管理論

2. 学術調整委員は、研究委員会等の横断的な調整、あるいは、必要な研究委員会等の設置提案など、学術活動の推進ならびに相互の調整をはかる。

(論文審査小委員会)

第3条の3 日本環境管理学会の論文誌である「環境の管理」に掲載する論文等を審査するために、本委員会に論文審査小委員会を設置する。

2. 論文審査小委員会は、主査、幹事、および委員により構成する。
3. 主査および幹事は、学術委員の中から、学術委員長が指名する。
4. 論文審査小委員会の委員は、日本環境管理学会の正会員の中から、論文審査小委員会の主査が指名し、会長名で委嘱する。
5. 論文審査小委員会の運営に係る細則は、別に定める。

第2章 研究委員会等

(研究委員会の設置)

第4条 本委員会には、第3条の学術領域に対応して、調査・研究活動を行う研究委員会を設置する。

2. 研究委員会の委員長は、第3条の2に定める学術調整委員となる。

(小委員会等の設置)

第5条 研究委員会には、必要あるときは、研究委員会の内に小委員会を、小委員会の内に分科会を設置することができる。

(構成)

第6条 研究委員会、小委員会あるいは分科会の構成は次による。

- (1) 委員の総数は、原則として10名を超えないものとする。
- (2) 小委員会には、主査、幹事を置き、主査は研究委員会の委員となる。
- (3) 分科会には、主査を置き、小委員会の委員となる。
- (4) 研究委員会、小委員会あるいは分科会には、必要あるときは、特定の調査・研究活動を実施するための専門委員を置くことができる。

(委嘱)

第7条 委員ならびに専門委員の委嘱は、次による。

- (1) 研究委員会の委員は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。
- (2) 小委員会、分科会の委員、ならびに専門委員は、本委員会の議を経て、学術委員長が委嘱する。

(任期)

第8条 委員の任期は、関係する研究委員会の設置期間中とし、原則として2年を超えないものとする。

(設置要望書)

第9条 小委員会あるいは分科会を設置しようとする時は、次に定める項目を盛り込んだ設置要望書〔様式1〕を作成し、本委員会の承認を得るものとする。

- (1) 名称
- (2) 目的

(3)期 間

(4)研究の内容とタイムスケジュール

(5)委員候補者名

2. 小委員会あるいは分科会の設置期間は、原則として2年とする。ただし、役員改選を伴う総会時までとする。
3. 小委員会あるいは分科会の活動が2年を超過するときには、改めて設置要望書を提出し、本委員会の承認を得なければならない。

(議事録の作成)

第10条 小委員会あるいは分科会を開催した場合には、議事録〔様式2〕を作成し、本委員会に提出しなければならない。

(経 費)

第11条 小委員会の経費は、調査研究費として、別に定める規定により支給する。ただし、委員報酬は支給しない。

2. 分科会には経費を支給しない。

(報告書の提出)

第12条 小委員会あるいは分科会は、以下に定める報告書を、本委員会に提出しなければならない。

- (1)年次報告：毎会計年度末に、提出した設置要望書に記載された研究内容とタイムスケジュールとの関連に基づいて、業務の進行状況および予算執行状況を、研究委員会等年次報告書〔様式3〕として記述し、提出しなければならない。
- (2)終了報告：調査・研究活動が終了した場合には、業務の成果および決算を、研究委員会等終了報告書〔様式4〕として記述し、提出しなければならない。
- (3)中間報告：本委員会から求められた場合には、中間的な成果をまとめ、研究委員会等中間報告書〔様式5〕として記述し、提出しなければならない。

(終了報告の取り扱い)

第13条 終了報告の取り扱いについては以下によるものとし、学術委員長は、いずれの方法によるのかを、理事会に報告するものとする。

- (1)終了報告については、得られた成果の重要度、報告書の規模などを勘案の上、「環境の管理」誌上への全文掲載、あるいはシンポジウム等の開催などによる公表等、その発表方法について、審議の上決定する。
- (2)「環境の管理」誌上へ掲載したものについては、期間を定めて会員よりの意見を聴取する（原則として発行後1箇月間とする）

(改 廃)

第14条 本規程の改廃は、本委員会の議を経て、理事会が決定する。

(付 則)

- 1 . 本規程は、1997年5月30日制定、施行する。
- 2 . 本規程は、1999年5月19日改正、施行する。
- 3 . 本規程は、2009年5月22日改正、施行する。